

## 案件概要書

2019年6月25日

**1. 基本情報**

- (1) 国名：ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ラオス全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）（以下「本計画」という。）
- (4) 計画の要約：本計画は、ラオス政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び二国間関係の強化に寄与することを目的とする。

**2. 計画の背景と必要性**

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ASEAN 経済共同体が発足し、経済統合が進む中、ASEAN 唯一の内陸国であるラオスの安定と繁栄は、ASEAN の一体性及び地域全体の平和と繁栄の確保のために不可欠である。ラオス政府は「第 8 次国家社会開発 5 か年計画（2016-2020）」で掲げる 3 つの成果（①経済、②社会、③環境の各分野におけるバランスの取れた発展）の実現を通じて、2020 年までの後発開発途上国（LDC）脱却を目標としている。本件は、かかるラオスの開発の取組の支援に向けて、両国首脳間で 2016 年に合意した「日ラオス開発協力共同計画」を推進する取組である。具体的には、同計画における「三本柱」のⅡ「産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」（高等・職業訓練教育の拡充）に資する。また、国別援助方針でも重点分野（中目標）の 3 番目「教育環境の整備と人材」における「高等・技術教育改善プログラム」に位置づけられるところ、我が国の対ラオス支援の重点分野との整合性が認められる。加え、2018 年 4 月に河野大臣がラオスに訪問した際の要人会談においても、「ラオスにおける人材育成に引き続き取り組んでいく」旨を表明した。本案件はその具現化として位置づけられることから実施の意義は極めて高い。政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「自由で開かれたアジア太平洋」の目指す「法の支配」（ガバナンス能力強化）や「経済的繁栄の追求」（人的連結性）に合致するものである。

- (2) 当該国における中核人材育成に係る現状・課題及び本計画の位置付け

ラオスにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足している。従って、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本計画が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。経常的な財政赤字に加え、周辺国からの借入等による公的債務が増加しており、特に財政健全化に向けた人材育成が喫緊の課題である。

ラオスでは 1999 年に本計画を開始し、現在までに 398 名が本邦へ留学した。帰国留学生が多数要職（最高裁所長、県知事、各省局長等）に就任し、政治・行政の運営強化や技術協力プロジェクトの実施機関における政策・制度の構築等に携わり、本邦留学における質の高い教育環境やラオス開発課題への貢献が高く評価されている。

### 3. 計画概要

#### (1) 計画概要

##### ① 計画内容

##### ア) 実施内容

1 期あたり最大 22 名（修士課程 20 名、博士課程 2 名）、計 4 期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また協力準備調査では 4 期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。

##### イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

##### ウ) 調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

##### ② 期待される開発効果

- 留学する学生数（修士 80 名、博士 8 名）
- 本事業の実施により、若手行政官が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- 若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が強化される。
- 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

##### ③ 計画実施機関／実施体制：教育・スポーツ省 (Ministry of Education and Sports)

##### ④ 他機関との連携・役割分担：特になし。

⑤ 運営／維持管理体制：本計画の円滑な実施のために、ラオスにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ラオス政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。

- 運営委員会の構成：教育・スポーツ省、計画投資省、外務省、人民革命党中央組織委員会人材開発局、内務省、在ラオス日本国大使館、JICA ラオス事務所。

#### (2) その他特記事項

- ラオスの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力による供与の適否について精査が必要である。

ラオスの 2017 年度における一人あたり GNI は 2,270 USD であるものの、DAC

の分類においては依然として後発開発途上国として位置づけられているため、開発支援の必要性は極めて高い。同国は、貧困層及び貧困層に近い、一日の収入が3 USD以下の国民が半数を占めており（世界銀行（2012年））、人間の安全保障の観点からも、個人の生命や生活に対する脅威への対応は欠かせない（「経済的脆弱性」）。

また、我が国は、対ラオス支援のトップドナー（OECD-DAC 報告基準）の一つとして、良好な二国間関係を築くとともに、国連をはじめとする種々の国際場裏における協調関係を保っている。2015年の二国間関係の「戦略的パートナーシップ」への格上げ、2016年の「日本・ラオス開発協力共同計画」に合意など関係強化が行われ、2018年も複数回の首脳・外相会談を通じ、両国関係のいっそうの親密化が図られているところである。前述の通り、特に本計画は、この2018年4月の河野大臣のラオス訪問時の先方政府に対する「日本がラオスの人材育成にこれからも努力をしっかりとっていききたい」という発言を具現化する取り組みとして位置づけられることから、両国間の外交関係深化に大いに貢献することが期待される（「外交的観点」）。

以上より、本計画は上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

- 環境社会配慮：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は重大でないとは判断されるため、カテゴリCに分類される。
- ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）に該当し、協力準備調査にてジェンダー主流化ニーズを確認する。

#### 4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

以上